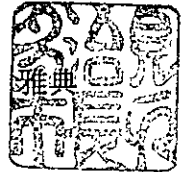


多 都 第552号
平成20年10月20日

国土交通省道路局長 様

多治見市長 古川 雅典



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

貴職におかれましては日頃から当市の道路行政に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴職より平成20年9月19日付け国道企第37号でご依頼のありました表題のことにつきまして、添付文書のとおり回答いたしますのでよろしくお願いいたします。

担当

多治見市都市計画部都市政策課 細尾

TEL 0572-22-1111 (1390)

FAX 0572-23-6436

今後の道路行政についての意見・提案

様式①

①道路行政全般について改善すべき点、要望や提案など

岐阜県多治見市

1 道路整備の視点について

- 1) 大都市、地方都市、中山間地毎の状況に合わせた道路行政の推進（それぞれの地域特性に応じた道路整備があってしかり。一律に道路整備過剰論を唱えるのはいかがなものか）
- 2) 事業計画見直しに当たっての「継続事業を優先し新規事業を抑制する傾向」の改善（真に必要な事業を見極めること。事業の中には継続中であっても中止してよい事業もあれば、新規に優先して取り組まなくてはならない事業もある）

2 地方都市圏における交通問題への対応と魅力あるまちづくり

- 1) 高速道路の利用促進による一般道路の渋滞緩和（例：高速道路の低料金化もしくは無料化）
- 2) 都市部及び中心市街地における通過交通の排除（例：市街地環状道路の整備等）
- 3) 公共交通の利用促進につながる道路の優先整備

3 安全で安心できる暮らしの実現

- 1) 人と自転車が安心して通れる自歩道空間の確保（安全な自転車走行空間の確保）
- 2) 電線類の地中化や歩道のマウンドアップの解消などバリアフリーに配慮した歩行空間の確保

4 景観・文化的価値の創造と環境の保全

- 1) 電線類を地中化しない場合の、建柱及び架線に関する道路占用のルール化（例：狭幅員道路への建柱の禁止、一定幅員以上の道路における道路横断架線の禁止等）
- 2) 国道等における街路樹の確保、充実
- 3) 地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和に配慮した道路素材の開発と利用促進（例：透水性、保水性舗装の高強度化）

5 道路財源の確保

- 1) 地方道路整備臨時交付金事業等の国庫補助事業の地方負担額の全てに起債が認められる措置
- 2) 維持管理に対する補助メニューの新設、拡大

○現状

- 1) 東海環状自動車道の開通により沿線の都市間連携が重要となっている。
- 2) 沈滞した地域活力を活性化するため地場産業の発展、新たな企業の誘致などが望まれている。
- 3) 本市においては、地形上等の理由から通過交通が中心市街地を通過せざるを得ない状況にあり、特に朝夕の通勤・通学時間帯を中心に交通渋滞が深刻化している。
- 4) 多治見市と笠原町の合併に伴い、都市としての一団性を強化する必要性が高まっている。
- 5) 多治見駅への駅端末交通の集中により交通渋滞が発生している。
- 6) J R 中央本線と土岐川が市街地の中央で東西方向に横断し、南北方向の交通のボトルネックとなっている。(南北方向の道路断面が不足している。)
- 7) 自歩道空間が十分に確保されていないため、交通弱者にとって危険な道路が多い。
- 8) 道路空間にみどりが少なく街に潤いが欠けている。
- 9) 道路を占用する電柱・電線類が街の景観を阻害している。
- 10) 税金などの収入減から道路財源が不足し、計画通り道路整備が進んでいない。

○課題

- 1) 東海環状道路へのアクセス強化。
- 2) 国道 19 号などの既存道路の有効活用と東濃地域の東西軸をなす新たな幹線道路の整備による道路網の強化、東濃各市のネットワーク化。
- 3) 市街地及び中心市街地を取り巻く環状道路の整備。
- 4) 多治見市と笠原町を結ぶ道路網の強化。
- 5) 公共交通の利用促進や他の駅への交通分散などによる多治見駅端末交通の削減。
- 6) 市街地部における南北方向の道路断面の強化。
- 7) 安全で安心して通れる自歩道空間の確保。
- 8) 国道における街路樹の確保。
- 9) 電柱・電線類の整除。
- 10) 企業誘致など収入増につながる施策の展開と国庫補助金等の道路財源の確実な確保。

1 交通体系の整備の方針

1) 市街地の通過交通を排除する骨格的な道路網の配置

(都)国道19号線、(都)国道248号線多治見バイパス、(都)金岡市之倉線(国道248号)等、市街地から放射状に伸びる道路に加えて、新たに市街地をリング状に取り囲む環状道路を配置することにより、中心市街地に集中する交通を分散します。

2) 環境に優しい交通体系の確立

環状道路の配置による市街地交通の削減の他、JR多治見駅前の広場機能の強化により鉄道とバス路線の一体的なネットワークを形成し、バス交通の充実による自動車交通からの利用転換、パーク＆ライドシステムの導入などによる鉄道利用の促進、時差出勤による交通ピーク時間の分散など環境への負荷の少ない体系作りを進めます。

3) 安全で快適な生活を支える交通

歩行者・自転車交通と自動車交通の分離または歩行者・自転車の優先のために、歩行者・自転車ネットワークの整備、バリアフリーの道づくりなど、人を優先した道路環境の整備を進めます。

4) 広域交通体系の確立

東海環状自動車道とのアクセス道路を確保し、他都市との近接性を高め、広域医療の充実、新たな文化交流を進めます。

5) 公共交通機関利用の促進

通勤時の駅端末利用を、自動車利用から公共交通機関に転換するため、バスネットワークの整備やJR多治見駅以外でのパーク＆ライドの整備を進め、公共交通機関利用の促進を図ります。

2 整備水準の目標

道路については、平成19年4月1日現在、32路線、総延長81.34kmが都市計画決定されており、そのうち整備済延長は39.94kmで、整備率は約49.1%となっています。市街地内(市街化区域)では幹線街路延長56.63kmに対し、整備済延長は23.55km、整備率約41.6%、幹線街路の配置密度2.1km/m²となっています。今後は、道路網構想で提案された道路の計画決定を進め、優先度の高い路線から整備を行うことで交通の分散化を図り、概ね20年後の整備水準の目標を、ラッシュ時の平均旅行速度20*₁₀／時以上、幹線街路の配置密度(都市計画区域内)1.08km/m²とし、交通環境の向上に努めていきます。

今後の道路行政についての意見・提案

③道路施策の重点事項（代表事例、期待する効果や評価等）

様式④

岐阜県多治見市

○重点事項	○代表事例	○期待する効果や評価等	○その他
1 内環状道路の整備と南北交通断面の強化 2 外環状道路の整備	①（都）上山・平和線の整備 ②（都）音羽・明和線の整備 ③（都）国道 248 号線バイパスの整備 ④（仮称）平和・太平線の整備（未着手） （都）東濃西部都市間連絡道路の整備（大半が未都決）	・ 中心市街地における通過交通の排除と渋滞緩和 ・ 中心市街地における人中心の交通体系の確立と商店街の活性化（ビーズ産業の推進等） ・ 公共交通の利便性の向上と駅端末へのアクセス向上 ・ 市街地における通過交通の排除と渋滞緩和 ・ 東海環状道路へのアクセス強化と他都市との連携強化、連携強化による新規産業の進出と新たな文化交流 ・ 東西幹線道路軸の強化による災害に強い都市の実現 ・ 広域医療の充実	